

ご存じですか

福祉医療費助成制度

市では、福祉医療費の助成を次のように実施しています。該当すると思われる方は、手続きにお越しく下さい。

乳幼児医療費の助成制度

乳幼児（満六歳到達後、最初の三月三十一日まで）の入院・外来に対して、医療費の自己負担分を助成します。

母子家庭等の

医療費助成制度

配偶者のない女子で現に十八歳未満のお子さんを扶養している方およびその方に扶養されているお子さん（十八歳になった日以降最初の三月三十一日まで）に対して、医療費の自己負担分を助成します。

父子家庭児童の

医療費助成制度

十八歳未満のお子さん（十八歳になった日以降最初の三月三十一日まで）を養育して

いる父子家庭に対し、お子さんの医療費の自己負担分を助成します。

重度・心身障害者（児）の

医療費助成制度

身体障害者手帳（一級～三級）、療育手帳（A1、A2、B1）の交付を受けている方に対して、医療費の自己負担分を助成します。

精神障害者の

通院医療費助成制度

精神に障害があり「通院医療費公費負担患者票」の交付を受けている方に対して、交付対象となる医療費の自己負担分の二分の一を助成します。

重度心身障害者

老人特別助成金支給制度

六十五歳以上の方で身体障害者手帳（一級～三級）、療育手帳（A1、A2、B1）、戦傷病者手帳（特別項症～第四項症）を持ち、かつ、身体

障害者手帳四級までの交付を受けている方に対して、医療費の一部負担金を助成します。

六十九歳老人の

医療費助成制度

六十九歳で市民税非課税世帯の方に、六十九歳の誕生月の翌月から七十歳の誕生月の末日までの一年の間、医療費の自己負担分の一部を助成します。毎月該当者に通知書を発送します。

※自己負担分とは、皆さんが加入している保険機関が九割から七割を医療機関に支払うため、あなたが負担する残りの一割から三割までのことをいいます。



詳しくは、いきがい福祉課 給付係（内線154・155）へどうぞ。

「国民年金保険料 学生納付特例申請書」の提出はお済みですか

「学生納付特例制度」は、在学期間中の国民年金保険料を、社会人になつてから納付することができるとなっています。

対象となる学生は、大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および個別に定められている各種学校に在学する二十歳以上の学生などで、学生本人の前年の所得が六十八万円以下である方です。承認期間は、四月（または申請月の前月）から翌年の三月までとなりますので、四月から承認を受けようとする場合は、五月底日までに申請していただく必要があります。また、年度ごと

に承認されるので、申請は毎年必要です。

四月からこの制度の適用を受けようとする方は、五月底日までに「国民年金保険料学生納付特例申請書」を市役所、または最寄りの支所へ提出してください。

持ち物

- ▼国民年金手帳または基礎年金番号通知書
- ▼学生であることを証明するもの（提示すれば添付の必要はありません。）
- ▼前年所得の状況を明らかにすることができる書類（平成十六年度の市県民税が土岐市で課税される方は必要ありません。）
- ▼印鑑（学生本人が申請者記入欄に署名する場合は必要ありません。）



詳しくは、市民課国民年金係（内線137・138）、または多治見社会保険事務所（☎0255）へ。